

長時間労働に対する解決主体の形成に関する 社会教育学的研究

—社会運動を通じた過労死遺族の変容に着目して—

池谷美衣子*

1. 研究目的

本研究は、現代日本における長時間労働に対し、問題の解決に取り組む主体が形成されていく過程とそれを支える基盤について、実証的に明らかにするものである。

近年、日本では様々な労働問題が噴出し、「働くこと」や「働き方」が再び社会の中心的な関心事になっている。それらは、2000年代に生じた新たな労働問題も少なくないが、同時に長時間労働や低賃金などこれまでに指摘されていた問題が深刻化し再び顕在化したものも含まれる。

労働問題が注目される時、合わせて関心が払われるのは労働問題に対する解決主体についてである。近年の労働問題の顕在化は、大企業の企業内組合を基盤とする従来の労働運動ではなく、その外側で派生した個人加盟ユニオンや労働NPOの活性化によるところが大きい。これらは、従来の労働運動ではほとんど登場しなかった周辺化された労働者層が中心であり、従来の労働運動の外側で異議申し立てをおこなう主体が新たに形成されていると理解できる。すなわち、労働者教育の必要性が繰り返し主張される現状に対し、研究対象の射程を広げることで「いかにして労働問題の解決主体が形成されているのか」という実態解明が必要かつ可能であることが示唆されるのである。

現代的な労働問題として本研究が着目する長時間労働は、1970年代の経営合理化を契機に現れたものである。社会教育研究において長時間労働は、それが引き

* 教育基礎学専攻 院生

起こす様々な生活諸課題とともに比較的関心が払われてきた労働問題の一つである。長時間労働の解消は人が多面的な社会とのかかわりの中で生きるための前提条件とみなされており、例えば「夫・父親不在」の家族のあり方を性別役割分業から問いなおす女性問題学習の蓄積が見られる。しかし一方で、長時間労働は経済発展とともに自然に解消し余暇社会が到来するという長期的展望や、国民性としての「勤勉」などを背景に、長時間労働の解決やそれを担う主体の形成に関して自覚的に検討されたとは言い難い。今日、労働時間は労働者と使用者の二者関係にとどまらず、労働時間を長くしようとする社会的力と短くしようとする社会的力の拮抗関係で決まるものとして捉えられている。そのような状況の中で、長時間労働がもたらす生活諸課題は労働者本人に限られないという社会教育研究の視角は、長時間労働の問題性が広く共有可能であるということを示している。であるならば、長時間労働の解決主体もまた、当該労働者や労働組合だけでなく、より多様に想定できるのでないだろうか。

以上の問題意識に基づいて、本研究では長時間労働を象徴する具体的事象として過労死を取り上げ、不本意ながら過労死問題に巻き込まれた遺族が問題の解決に向けて主体的に関わっていく過程と、それを支えた基盤を解明することを通じて、長時間労働に対する解決主体の多様化とその意義について考究することを目的とする。

2. 研究対象・方法

本研究が着目する過労死（過労自殺を含む、以下同）は、長時間労働が顕在化していく1970年代後半に「発見」され、1980年代後半に社会問題として顕在化した。これは、労働者教育が停滞していく時期と重複しており、過労死問題を対象とすることは労働運動の外側で展開した労働問題に対する社会運動の一端を解明するものとして意義がある。

過労死に関する先行研究では、過労死発生のメカニズムを解明するために、主として被災労働者の生前の労働実態が検討対象となっている。これに対し本研究は、過労死発生前後に生じる社会運動に着目する。中でも、配偶者等の死によって過労死問題に巻き込まれながら、自身の事件が終結した後も過労死問題の社会的

解決に主体的に関わっていく遺族とそれを支える基盤について解明するものである。

以上より、本研究では過労死遺族の変容を具体的に解明すること（課題1）、その際、労働組合が取り組んできたような体系的組織的な教育活動ではなく、社会運動内部の組織と個人との関係およびその中でのインフォーマルな学習の様態について明らかにすること（課題2）、という2つの課題を設定する。

3. 構成

序章 本研究の目的

- 第1節 問題の所在と本研究の目的
- 第2節 先行研究の検討と本研究の課題
- 第3節 研究対象および本研究の構成

第1章 労働と生活をめぐる政策・労働組合・家族の現状

- 第1節 長時間労働の恒常化と労働時間政策の展開
- 第2節 長時間労働に対する労働組合の対応と限界
- 第3節 長時間労働と家族の関係

第2章 過労死問題に対する社会運動の形成と展開

- 第1節 過労死問題とは何か
- 第2節 被害の集合化の始まりと対抗手段の模索—「被害の集合化」期
- 第3節 被害の集合化の全国的展開と過労死の社会問題化—「問題の可視化」期
- 第4節 解決策の変更要請—「原因の社会化」期
- 第5節 重層的ネットワークと教育的機能

第3章 「過労死を考える家族の会」と過労死遺族の実像

- 第1節 調査概要
- 第2節 「過労死を考える家族の会」の組織特性
- 第3節 「過労死を考える家族の会」の役割と限界
- 第4節 遺族個人による行動と遺族組織との関係

第4章 個別事例にみる過労死遺族の主体形成

- 第1節 事例選出

第2節 夫の過労死に対する妻の行動

第3節 子の過労自殺に対する母の行動

第5章 長時間労働に対する解決主体の形成とその基盤

第1節 過労死問題に対する解決主体の形成過程

第2節 解決主体の形成を支えた基盤

第3節 長時間労働に対する解決主体の多様化とその意義

終章 本研究のまとめ

第1節 本研究の成果

第2節 今後の課題

資料

主要参考文献

4. 本研究の成果と展望

本研究の成果は以下の2点にまとめられる。

第一に、過労死問題に対する社会運動と過労死遺族の変容を通じて、長時間労働の解決主体が多様化している実態を具体的に解明したことである。具体的には、まず過労死問題に対する社会運動を通じて3つのタイプのネットワークが重層的に形成されていることが明らかになった。すなわち、専門家がその専門性を核に結びつき、全国レベルおよび県域レベルを貫通して形成される縦断的ネットワーク（全国過労死弁護士団・全国過労死を考える家族の会・働くもののいのちと健康を守る全国センター）、過労死というテーマを共有する医師や看護師、組合関係者、遺族などがそれぞれの立場を超えて専門性横断的に結びつく県域レベルでのネットワーク（大阪過労死問題連絡会など）、個別課題や必要性に即応して形成される一時的なネットワーク（団体定期保険のあり方を考える会、過労死劇大阪公演を観る会など）である。さらに、これらの各組織がおこなう教育的機能を有する活動として、過労死に関する学習機会の提供（学習会、講座、集会、シンポジウム、演劇、出版等）と、新たな事例を掘り起こし遺族を具体的な行動へと誘う契機としての定期的な相談活動（「過労死110番」等）という2つが看取された。

以上より、企業内組合を中心とした従来の労働運動の外側で展開される運動に

まで研究対象の射程を広げ、労働問題に対する多様で重層的な解決主体の関わりを積極的に捉えることが、「労働問題＝労働者・労働組合の問題」という労働者教育研究の枠組みそのものを相対化していく一つの方途として提起された。

第二に、社会運動内部の組織と個人の関係に着目することで、労働者性の獲得という規範の強化を中心とした従来の労働運動とは異なる学習の様態を明らかにしたことである。具体的には、社会運動に埋め込まれた相談活動や個別事件の闘争過程で繰り返される「書く・語る」という行為の教育的意味、また遺族組織が規範化を回避することで多様な人を包摂し相互に結び付けるプラットフォームとしての役割を果たしていることなどが明らかになった。ここから、新しい解決主体の形成は相談を通じて個人の状況に寄り添い、運動組織による規範化をできる限り回避し、それぞれの主体性を尊重しながら異質な状況を有する多様な存在を包摂する基盤によって促されるものであることが看取された。

昨今、社会教育研究で蓄積されている成人学習論は、省察や「ふり返し」による学習者の意識変容と、そのような「学びあい」を可能にする学習者のコミュニティに主眼が置かれており、制度や社会の変革という次元の問いを射程に収めることには必ずしも十分ではない。これに対し本研究は、社会運動の中に見られるインフォーマルで動的な学習の様態の一端を解明したことで、学習者の認識レベルにとどまらず、学習者を取り巻く環境への主体的な働きかけとそれを支える基盤について考究する社会変革型の学習論への展望を示すものである。